

令和3年第9回伊達市農業委員会定例総会議事録

1. 招集通知年月日 令和3年9月8日
2. 開催の場所 伊達市役所保原本庁舎 4階多目的会議室
3. 開催年月日 令和3年9月17日
4. 出席農業委員 19名
 - 1番 佐藤 易廣
 - 2番 柳沼 正治
 - 3番 八巻 長一
 - 4番 寺島 武
 - 5番 渡邊 政幸
 - 6番 菅野 照
 - 7番 鈴木 政浩
 - 8番 宍戸 洋一
 - 9番 阿部 忠幸
 - 10番 浦山 公一
 - 11番 大槻 孝徳
 - 12番 吉田 浩重
 - 13番 大橋 吉成
 - 14番 千葉 利市
 - 15番 長沢 壽幸
 - 16番 佐藤 清光
 - 17番 渡邊 茂
 - 18番 土屋 洋一郎
 - 19番 清野 直人
5. 欠席農業委員 なし
6. 出席農地利用最適化推進委員 21名
 - 20番 佐藤 輝弥
 - 21番 佐々木 春男
 - 22番 大武 有子
 - 23番 後藤 喜美江
 - 24番 橘 典雄
 - 25番 八島 市蔵
 - 26番 高橋 敏明
 - 27番 菊池 和彦
 - 28番 齋藤 信夫
 - 29番 佐藤 善一
 - 30番 渡邊 みき子
 - 31番 ~~野田 源吉~~
 - 32番 舟山 健一
 - 33番 引地 秀樹
 - 34番 八城 智広
 - 35番 佐瀬 之人
 - 36番 ~~小賀坂 伸夫~~
 - 37番 秋葉 武
 - 38番 大和田俊一郎
 - 39番 三浦 秀勝
 - 40番 阿部 良夫
 - 41番 津田 茂
 - 42番 井上 林一
 - 43番 ~~八巻 博~~
7. 欠席農地利用最適化推進委員 3名
8. この会の事務従事者 事務局長 齋藤喜行、農地係長 齋藤勝彦、庶務係長 照内章滝
主任主事 齋藤朋像、主事 菅井あゆみ
9. 会議の提出事項
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第4号 現況確認証明願いについて
 - 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第6号 農用地利用配分計画（案）の決定について
 - 議案第7号 あっせん申出について
 - 報告第1号 専決処分の報告について
10. 議 事
 - 議 長 只今から、令和3年第9回伊達市農業委員会定例総会を開会いたします。
(14時36分宣告)
只今の出席委員は、農業委員19名、推進委員21名で定足数に達しております。よって令和3年第9回伊達市農業委員会定例総会は成立しております。

議長 次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は伊達市農業委員会総会会議規則第29条の規定により議長が指名することになっておりますので、7番、鈴木政浩委員、8番、穴戸洋一委員、以上2名を指名いたします。また、本日の定例総会会議書記には、農業委員会事務局の照内庶務係長と菅井主事の2人を指名いたします。

続きまして、本定例総会の会期について、お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認めまして、本定例総会の会期は、本日1日と決定いたします。

議長 それでは、議案審議に入ります。

議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第1号朗読説明）

説明を農地係長より申し上げます。

農地係長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての補足説明を申し上げます。

1番は、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ 売買による所有権の移転です。〇〇さんは新規就農です。

〇〇さんは、軽トラック、耕運機などの農業機械を所有しており、親子で農業に従事する予定で、許可後の耕作面積は48aです。通作距離は、自宅から徒歩3分ほどであります。

なお〇〇さんは、住所は〇〇〇ではありますが、2地域居住を行っており、申請地のそばに住まいを構えております。

2番は、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ売買による所有権の移転であります。

〇〇さんは、トラクター、スピードスプレヤー、トラック、軽トラックなどの農業機械を所有しており、夫婦で年間420日農業に従事し、許可後の耕作面積1,110aです。通作距離は、自宅から車で15分ほどであります。

3番は、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの売買による所有権の移転であります。〇〇さんは、トラクター、耕運機、田植え機、バインダーなど農業機械を所有しており、夫婦で年間300日農業に従事し、許可後の耕作面積は147aです。通作距離は、自宅から800mであります。

4番は、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの売買による所有権の移転であります。〇〇さんは、トラクター、耕運機、軽トラック、バックホウなど農業機械を所有しており、家族で年間650日農業に従事し、許可後の耕作面積は215aです。通作距離は、自宅から徒歩1分です。

議長　只今の説明に関連いたしまして、地元の代表委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

39番委員 議案第1号1番の案件についての現地調査の結果を報告いたします。

議長　ありがとうございます。

14番委員 議案第1号の2番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。

議長　ありがとうございます。

22番委員 議案第1号の3番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。

譲渡人の〇〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇〇さんに、９月１１日に電話でお話を伺いました。譲渡人の〇〇〇〇さんは、〇〇〇在住で、数年前に田畑を相続したものの、市外在住であり自分で管理するのが困難なため、数年前から本案件

の田んぼを〇〇〇〇さんに貸していましたが、この先自分では管理耕作はできないだろうと、〇〇さんに譲りたい旨を打診したところ、了承されたという事で今回の許可申請に至りました。場所は〇〇〇〇〇〇付近の霊山町上小国〇〇地区であり、現地を確認して参りました。稲作されており、今後も稲を作付けしていくとの事でした。何ら問題の無い案件だと思われますので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第1号の4番の案件について、4番、寺島武調査員をお願いいたします。

4番委員 議案第1号の4番の案件について報告いたします。

譲渡人、譲受人の〇〇さんともに、9月11日に電話でお話をお聞きしました。また、次の日、現地を確認して参りました。譲渡人の〇〇〇〇さんと、譲受人の〇〇〇〇さん宅は、親戚関係にあります。〇〇〇〇さんが〇〇に移り、〇〇さんの義理のお父さんが耕作をしておりました。〇〇さんはその後、現在〇〇の方に移住し、耕作できないために〇〇さんの代になりまして、土地を購入して耕作したいというような事で話がまとまったようです。何ら問題の無い案件だと見て参りましたので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議 長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の4件の案件について、質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは「異議なし」と認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の4件の案件について採決いたします。

議 長 本案は原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いいたします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の4件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議 長 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第2号朗読説明）

説明を農地係長より申し上げます。

農地係長 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に係る農地区分と農地転用許可基準について申し上げます。

1番については、住宅敷地の拡張のための転用であります。内容につきましては、今回5条申請に提出しております案件を農振除外する際に、農地部分を

転用していることが分かったため、農振除外を行い、改めて転用申請を行ったものであります。案件としては 追認となります。農地区分は、10ha 以上農地が連たんしているため第1種農地となります。第1種農地であっても集落接続事業は転用可能であるため、転用可能と判断しました。

以上のことから転用許可可能と判断し、申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 この案件につきましては、地元委員さんが、現地確認調査を行っておりますので代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議長 議案第2号の1番の案件について、15番、長沢壽幸調査員、お願いいたします。

15番委員 議長 議案第2号の1番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日、伊達市役所に午前10時集合で、浦山委員、舟山委員、私と、事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。現地は、保原霊山線沿いの〇〇〇〇〇〇〇から北東へ100メートルほど行った所であります。先程の事務局の説明でもありました通り、今回の申請は後ほど5条申請で出てくる、分家住宅の申請に伴う、現在住んでいる宅地の拡張の申請でございます。特に問題無いと判断して参りました。皆様のご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議長 議長 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の1件の案件について質疑を許します。

議長 議長 質疑ございませんか。

議長 議長 「異議なし」の声。

議長 議長 それでは「異議なし」と認め、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の1件の案件について採決いたします。

議長 議長 本案は原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いいたします。

議長 議長 （委員挙手全員）

議長 議長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の1件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 議長 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、2番と3番の案件については、30アール以上の申請のため、本日の審議終了後、福島県農業会議に意見を求めた上で「許可決定」することになります。それでは、議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第3号朗読説明）

事務局長 説明を農地係長より申し上げます。

農地係長 議長 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請に係る農地区分と農地転用許

可基準について申し上げます。

1 番については、住宅への転用であります。所有権の移転であります。本申請地は、都市計画法第34条11号の地区計画を設定されている区域となっております。なお、本申請地の区域は敷地面積が300㎡以上で、建蔽率が30%となる区域となっております。農地区分は、農地区分は、10ha以上農地が連たんしており、第1種農地となります。第1種であっても、集落接統事業は転用可能でありますので、転用可能と判断しました。

2 番については、砂利採取のための一時転用であります。賃借権の設定2年であります。農地区分は、農用地区域となっておりますので、農用地となります。農用地であっても一時転用は可能であるため、転用可能と判断しました。

3 番については、農地改良のための一時転用であります。使用貸借権の設定1年であります。農地区分は、農用地区域及び、10ha以上農地が連たんしており、第1種農地となります。農用地区域及び第1種であっても、一時転用は転用可能でありますので、転用可能と判断しました。

4 番については、分家住宅敷地への転用であります。使用貸借権の設定20年であります。農地区分は、農地区分は、10ha以上農地が連たんしており、第1種農地となります。第1種であっても、集落接統事業は転用可能でありますので、転用可能と判断しました。

以上、5件とも転用許可、可能と判断し、申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 この案件につきましては、地元委員さんが、現地確認調査を行っておりますので代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議案第3号の1番と2番の案件について、7番、鈴木政浩調査員、お願いいたします。

7番委員 議案第3号の1番と2番の案件について報告いたします。

昨日、伊達総合支所に午前9時集合で、吉田委員、佐々木委員、私と事務局3名の計6名で現地を調査して参りました。1番ですが、場所は〇〇〇〇のすぐ東になります。この案件は排水も問題なく、またこの土地は地区計画区域内という事で、許可相当と判断して参りました。2番の案件ですが、この場所は〇〇〇〇から伏黒の方に300メートルくらい行った所になります。現在、隣の土地も砂利採取をしており、間もなく完成するところです。この土地は現在は草が生えている状態ですが、砂利採取後は農地として活用するという事です。1番、2番とも許可相当と判断して参りました。委員の皆さまのご審議、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第3号の3番の案件について、5番、渡邊政幸調査員お願いいたします。

5番委員 議案第3号の3番の案件について報告いたします。

昨日、午前11時、梁川総合支所に集合し、橘委員、宍戸委員、私、事務局3名の計6名で現地確認をして参りました。場所は〇〇〇〇〇の手前、右側になります。高低差のある畑であり、現在は雑草やツルが生い茂り、ひどく荒れている状態です。今後、水路に影響が無いように盛土をして平らにし、畑に戻すとのことです。許可相当と判断して参りましたので、委員の皆さまのご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第3号の4番の案件について、15番、長沢壽幸調査員お願いいたします。

15番委員 議案第3号の4番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日、伊達市役所に午前10時集合で、浦山委員、舟山委員、私と、事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。

現地は先程、農地法第4条でもお話しした所でございます。〇〇〇〇さんの自宅の西側になります。今回の申請は、〇さんより〇の〇〇さんへの、分家住宅建設のための使用貸借の申請であります。周囲には田畑がありますが、特に問題は無いと見てまいりました。予定地の西側には、U字溝が整備されておまして、排水は問題無いと見て参りました。何ら問題無いと見て参りましたので、委員の皆さまのご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議長 長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の4件の案件について、質疑を許します。

議長 長 質疑ございませんか。

議長 場 「異議なし」の声。

議長 長 それでは「異議なし」と認め、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の4件の案件について採決いたします。

議長 長 本案は原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いいたします。

議長 場 （委員挙手全員）

議長 長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の2番と3番を除く2件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。2番と3番の案件については、原案のとおり「許可相当」とし、福島県農業会議へ意見を求めることにいたします。その結果、異議がなければ「許可決定」とし、異議があった場合は、再度総会で審議することになります。

議長 長 次に、議案第4号「現況確認証明願いについて」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第4号朗読説明）

説明を農地係長より申し上げます。

農地係長 議案第4号「現況確認証明願いについて」補足説明を申し上げます。

1番、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について、昭和53年頃より宅地として利用しております。

2番、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について、周辺が山林化しております。

3番、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇については、2番同様、周辺が山林に囲まれ山林化しております。

4番、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について、これも、周辺が山林に囲まれ
山林化しております。

5番、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇については、昭和52年頃より蚕室敷地として利用して以来、宅地として利用しております。

以上 証明を付すのもやむを得ない、と判断し受理いたしましたので、委員の皆さまのご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長　この案件につきましては、地元委員さんが、現地確認調査を行っておりますので代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議案第４号の１番から５番の案件について、８番、穴戸洋一調査員、お願いいたします。

8 番委員 議案第 4 号の 1、2、3、4、5 番の案件の現地調査について報告いたします。

昨日、午前 11 時より、渡邊政幸委員、橘委員、私、事務局 3 名の計 6 名で調査を行いました。まず 1 番についてご説明いたします。1 番の土地には、以前より住宅と、物置がありましたが、不幸にも住宅は焼失し、その後物置を改造して、そこに住んでおりました。今は親戚がこの物置の周囲の草刈をして管理しております。宅地に変更もやむを得ないと見てまいりました。

2番、3番、4番についてご説明いたします。この3件の土地は連続しております。もう樹齢何十年というような大木が生育し、山林化した土地であります。これも、やむを得ないと見てまいりました。

5 番について説明いたします。この土地は、国道と自宅の間の細長い土地で、蚕室を建てる際、自宅の前なので、宅地だと思い込んでいたそうです。細長い土地の中央付近は自宅の出入り口として使用しており、承認もやむを得ないと判断しました。

議長　ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議長 議案第４号「現況確認証明願いについて」の５件の案件について質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認め、議案第４号「現況確認証明願いについて」の５件の案件について採決いたします。

議長 本案は原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いいたします。

議長 (委員挙手全員)

議長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第４号「現況確認証明願いについて」の５件の案件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 (議案第５号朗読説明)

今回提出された農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の規定による基本構想への適合、農地の効率的利用、農業への常時従事の各要件を満たすものと考えられます。本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、伊達市農業委員会の決定となりますので、ご審議よろしくをお願いいたします。以上で議案の朗読説明を終いたします。

議長 それでは、これより質疑に入りますが、議案第５号については、一括審議としたいので、お諮りいたします。

議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る１件、賃借権設定に係る４件、使用貸借権設定に係る６２件について、一括審議することにご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認め、一括審議することといたします。

議長 これより審議に入ります。議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」、質疑を許します。ここで、多少お時間を設けますので、ご確認をお願いいたします。

議長 それではよろしいでしょうか。質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは、「異議なし」と認め、これより議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る１件、賃借権設定に係る４件、使用貸借権設定に係る６２件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は、「挙手」をお願いいたします。

議長 (委員挙手全員)

議長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る１件、賃借権設定に係る４件、使用貸借権設定に係る６２件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第6号「農用地利用配分計画（案）の決定について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第6号朗読説明）

審議いただきます2件につきましては、農地中間管理事業により、農地中間管理権を有した農地中間管理機構、公益財団法人福島県農業振興公社が、この計画案の通り、農地を配分し、貸し付けるものとなっております。配分計画の決定は、福島県が行うものとなっております。公告予定年月日が、令和3年10月25日となっております。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、これより質疑に入りますが、議案第6号については、一括審議としたいので、お諮りいたします。議案第6号「農用地利用配分計画（案）の決定について」を一括審議することにご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認め、一括審議することにいたします。

議長 これより審議に入ります。議案第6号「農用地利用配分計画（案）の決定について」、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認め、これより議案第6号「農用地利用配分計画（案）の決定について」、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員は、「挙手」をお願いいたします。

議長 （委員挙手全員）

議長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第6号「農用地利用配分計画（案）の決定について」は、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第7号「あっせん申出について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第7号朗読説明）

議長 これより、質疑に入ります。議案第7号「あっせん申出について」の1件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認め、議案第7号「あっせん申出について」の1件の案件について、「あっせん事業」を行うことに、「賛成」の委員は、「挙手」をお願いいたします。

議長 （委員挙手全員）

議長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第7号「あっせん申出について」の1件の案件について、あっせん事業を行うことにいたし

ます。つきましては、農林事務次官通知「農地移動適正化あっせん事業実施要領」に基づき、農地利用最適化推進委員の中から「あっせん委員」を指名させていただくことになります。それでは、指名させていただきます。1 番の案件について、梁川地区担当から 2 8 番、齋藤信夫推進委員と、3 8 番、大和田俊一郎推進委員にお願いすることにいたします。ご多忙中での職務になりますが、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、報告第 1 号「専決処分の報告について」の報告をいたします。朗読・説明については、事務局から申し上げます。

事務局長 （報告第 1 号朗読説明）

議 長 只今の報告について、発言のある方は、「挙手」願います。

議 場 「発言なし」の声。

議 長 それでは、特に発言がないようですので、報告第 1 号「専決処分の報告について」を終了します。

議 長 以上で、本日の議案の審議事項は全て終了いたしました。お諮りいたします。

これにて、閉会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは「異議なし」と認めまして、閉会することといたします。

長時間にわたり、慎重なご審議をいただき、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、令和 3 年第 9 回伊達市農業委員会定例総会を閉会といたします。どうもご苦勞様でした。（1 5 時 3 4 分閉会）

